

第 1 章

計画の策定にあたって

後期計画策定の背景や目的、位置づけなどをまとめています。

- ① 後期計画策定の背景
- ② 後期計画の目的
- ③ 後期計画の計画期間
- ④ 後期計画の対象
- ⑤ 関連計画との関係

1 後期計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行を受けて、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する」ことを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が、平成15年7月に成立し、平成17年度からの10年間に於いて次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画の策定が、全国の各市町村に義務付けられました。

札幌市は、行動計画の先行策定市町村として、平成21年度までの次世代育成支援対策推進行動計画「さっぽろ子ども未来プラン」(前期計画)を、平成16年9月に策定し、「子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」の理念のもと、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取り組みを進めてきました。

前期計画期間の中で、取り組みは着実に推進されてきたところであり、子育てに対する不安や負担を感じている親は、5年前と比較すると就学前の児童を持つ親、小学校低学年の児童を持つ親のいずれも10ポイント近く減少しました。

しかしながら、札幌市の合計特殊出生率(13ページ参照)は長期的にみて低下傾向にあり、少子化に歯止めがかかっていません。

また、子育てに対する不安や負担を感じている親は、5年前より減少しているものの依然として多いことなどから、子育て家庭をより一層支援していくことが必要とされているほか、「児童虐待」や「いじめ・不登校」といった問題が深刻化していることなどをを受けて、子どもの豊かな育ちを支える取り組みが求められているところです。

札幌市では、前期計画の取り組みを引き続き継続しながら、現在の社会情勢や市民ニーズ、さらには、平成21年4月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」(子どもの権利条例:34ページ参照)の趣旨を踏まえ、平成22年度からの5年間に集中的に取り組む行動計画である「さっぽろ子ども未来プラン」(後期計画)を策定しました。

2 後期計画の目的

計画を策定する契機となった「次世代育成支援対策推進法」は、急激な少子化を受けて制定されたものです。しかし、「結婚」や「出産」を含めた「個人の生き方」は、一人ひとりが選ぶものであり、社会が強制するものではありません。

行政が担うべき役割は、市民の考える「理想の子ども数」と「現実の子ども数」(14ページ参照)のギャップを少しでも小さくするために、その阻害要因を取り除き、生み育てる過程における「不安・負担を軽減」し、生まれた子どもが「豊かに育つ」ことができるように環境を整えることです。そのような環境づくりのためには、多様な生き方から生まれる様々なニーズへのきめ細やかな対応とともに、子どもが育っていくライフステージに対応した取り組みが求められます。

また、各種制度の構築だけでなく、親が子どもを育てることを支援する「子育て支援」・子どもが自ら成長していく過程を支援する「子育て支援」は、社会を構成する様々な立場の人・機関の理解がなければ、実効性のあるものになりません。社会全体が「子どもを生み育てやすいまち」を目指す、そのような意識の共有に向けた普及啓発が必要とされます。

札幌市では、このような総合的な環境整備の結果として、市民の「子どもを生み育てたい」という意識が高まり、出生率が長期的に向上していくことを目指しています。

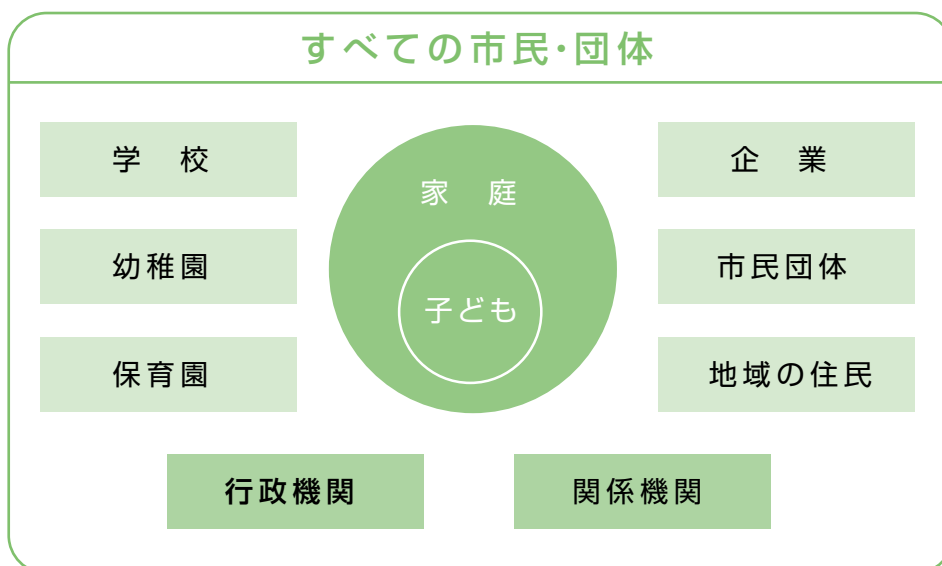
3 後期計画の計画期間

さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)の期間は、平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5年間です。

なお、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検・公表するとともに、可能な限り新たな施策を随時取り入れて充実を図っていくものとします。

4 後期計画の対象

札幌市内に居住するすべての子ども(概ね18歳未満)とその子育て家庭はもちろんのこと、市民、地域で活動する団体、企業、行政など、すべての個人及び団体が対象になります。



5 関連計画との関係

【本計画に含まれる計画】

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」です。児童福祉法第56条の8第1項において、保育需要が増大している市町村において策定が義務付けられている「市町村保育計画」については、本計画に含まれています。

また、総合的な放課後対策の推進計画である「放課後子どもプラン」についても、本計画に含まれています。

さらに、平成21年7月に成立した子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」の子ども部分（主に18歳まで）についても、この計画の中に位置づけて策定しています。

【札幌市全体の計画との関係】

札幌市では、まちづくりの指針となる「札幌市基本構想」を受けた「第4次札幌市長期総合計画」（平成12年度～平成31年度）を策定しており、本計画は、「第4次札幌市長期総合計画」における子ども施策分野の部門別計画として位置づけられます。

また、第4次札幌市長期総合計画の実施計画として、数年間で重点的に実施すべき事業を計画化した「中期実施計画」（現計画：平成19年度～平成22年度、次期計画：平成23年度以降を予定）との整合性も図っています。

【他の計画との関係】

本計画は、子育て・子育てを総合的に推進する計画であることから、対象とする分野は多岐にわたっていますが、各分野においては既存の個別計画があり、それぞれ着実に推進されているところです。

そのため、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的に推進するために策定した「男女共同参画さっぽろプラン」をはじめとする各分野の個別計画の考え方や方向性を取り入れ、整合性に配慮しながら本計画を策定しています。

特に、平成21年4月に策定され、子ども・若者育成支援推進法に求められている若者部分（主に18歳から34歳まで）の施策を担うことになる「札幌市若者支援基本構想」は、若者が社会の一員として自立した生活を送ることを目的にした指針であり、若者が抱える課題の中には、引きこもりやニートなど、小中学校からの不登校などが背景にあると考えられるものもあるなど、18歳未満を対象にした施策との連続性が求められます。

したがって、本計画の、特に「子どもの育ち」に関わる施策については、18歳以上の若者支援も視野に入れて構築しています。

また、本計画の「子どもの権利保障」にかかる具体的な取り組みについては、子どもの権利条例に基づいて平成22年度以降に策定する「（仮称）子どもの権利推進計画」の中で位置づけられることとなります。



